

## 多摩市広報掲示板の使用に関する要綱

平成25年多摩市告示第448号

### (目的)

第1条 この要綱は、多摩市（以下「市」という。）の広報掲示板に掲示するポスター、チラシ等（以下「掲示物」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、もって広報掲示板の適正な使用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広報掲示板」とは、一般市民に対する広報を目的として、多摩市長（以下「市長」という。）が別に定める場所に設置した掲示板をいう。

### (掲示することができる団体)

第3条 広報掲示板に掲示物を掲示することができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他公共的な団体（以下これらを「官公庁等」という。）については、この限りでない。

- (1) 主たる活動場所が市内にある市民団体又はNPOであること。
- (2) 構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学する者であること。
- (3) 営利を目的とする団体でないこと。
- (4) 政治、宗教又は反社会行為活動に関する団体でないこと。
- (5) この要綱の規定に反して掲示を行った団体でないこと。

### (掲示物の制限)

第4条 広報掲示板には、官公庁等の掲示物を優先的に掲示するものとする。

2 広報掲示板に掲示することができる掲示物は、次の各号のいずれにも該当する内容のものとする。

- (1) 営利を目的とするものでないこと。
- (2) 団体の経営に関するものでないこと。
- (3) 物品の販売に関するものでないこと。
- (4) 政治的又は宗教的な目的を有しているものでないこと。
- (5) 個人的な呼びかけでないこと。
- (6) 公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと。

3 催し物に関する掲示物の場合は、前項の要件に加えて、次の各号のいずれにも該当する内容のものでなければならない。

- (1) 広く一般に開放されるものであること。
- (2) 開催場所が市内の公共施設であること。

4 前2項の規定にかかわらず、官公庁等の掲示物及び市長が必要と認める掲示物は、掲示することができる。

### (掲示物の規格)

第5条 広報掲示板に掲示することができる掲示物は、A4版（初めて掲示する団体の場合は、A3版）までの大きさのものとする。ただし、官公庁等の掲示物については、この限りでない。

2 掲示物は、画びょうで貼り付けられる素材のものでなければならない。

(掲示の申請)

第6条 広報掲示板に掲示物を掲示しようとする者は、あらかじめ掲示しようとする掲示物を市長に提出して、市長の承認を得なければならない。

(掲示の制限)

第7条 市長は、申請された内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲示を承認しないものとする。

- (1) 第3条、第4条第1項若しくは第2項又は第5条に規定する要件を満たさないとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(掲示期限)

第8条 市長は、掲示物の掲示を承認する場合は、原則として15日以内の掲示期限を定めるものとする。

(掲示の承認)

第9条 市長は、掲示物の掲示を承認したときは、当該掲示物の見やすい箇所に当該承認を証する印(以下「承認印」という。)を押印するものとする。

(掲示物の管理)

第10条 掲示物の掲示の承認を受けた者は、当該掲示物を市長に依頼して掲示し、又は掲示物の掲示の承認を受けた者本人が掲示するものとする。

(掲示物の撤去)

第11条 市長は、掲示物の掲示期限が経過したときは、当該掲示物を撤去し、処分することができる。この場合において、当該掲示物は返却しないものとする。

2 市長は、広報掲示板に次の各号のいずれかに該当するものを発見した場合には、速やかに撤去するものとする。

- (1) 承認印が押印されていない掲示物
- (2) 承認印の日付が改ざんされた掲示物
- (3) 違法な掲示物
- (4) その他市長が不相当と認めた掲示物

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成30年多摩市告示第52号)

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。